

令和 7 年度 高次脳機能障害支援普及事業 関東甲信越ブロック・東京ブロック合同会議報告

- 1 日 時 令和 7 年 11 月 27 日（金）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
 2 場 所 WEB 開催
 3 議 事

(1) 情報提供・質疑応答

国立障害者リハビリテーションセンター

高次脳機能障害情報・支援センター長 今橋久美子氏

【質問 1】「高次脳機能障害支援養成研修の実施状況について」（千葉県）

他の都道府県では支援者養成研修をどのように行われているか、お聞きしたい。

（開催時期、規模、回数、方法、内容など）

1 月に実施した高次脳機能障害支援養成研修実施状況調査については、高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会にて結果を報告するとともに、各都道府県に情報提供させていただいたところです。

今年度は、都道府県の公開情報や研修パッケージの貸出申込から把握している範囲では、42 自治体で研修実施（予定）です。

研修の実施時期については、基礎研修は 7 月から 10 月、実践研修は 9 月から 12 月に実施する自治体が多いようです。定員規模については 30～60 名程度、多くは年間 1 回の開催ですが、時期を分けて複数回実施（2～10 回）する自治体も 3 か所程度あります。演習について、日程と会場を分けて実施する自治体もあります。

講義科目をオンデマンド受講としている自治体が多いですが、演習科目と関係の深い講義や特に受講者に直接説明したい講義は集合形式で行うところもあります。オンデマンド受講の場合は、併せて小テスト、レポート、アンケート等の課題を実施されています。演習科目については、把握している限り全ての自治体において集合形式で実施しています。また、4 自治体では、すべての科目を集合形式で実施しています。

県独自のプログラムとして、従来から支援拠点機関等で実施している研修をカリキュラムに位置付けた自治体（福井県、滋賀県）、研修修了者を対象としたフォローアップ研修を実施する自治体（山梨県）もあります。

【質問 2】「自立支援医療申請の際の診断書作成にあたり、2 医療機関を登録する場合について」（千葉県）

高次脳機能障害で、ふだんは地域の診療所などで診察と処方を受け、リハビリテーションや検査のために、他の医療機関にも受診されている場合は、前者が主たる医療機関であり、後者は第二医療機関となる。

診断書を作成する責任はあくまで主たる医療機関、つまり地域の医療機関に生じ、主たる医療機関が作成した診断書に、第二医療機関名と指示または依頼内容を記載することにより医療の重複が無くやむを得ない事情があると認められれば、第二医療機関での検査やリハビリなどが自立支援医療の適用が認められるとのことから、第二医療機関であるリハビリテーション関係の医療機関が作成した診断書は、返戻されるケースがみられています。

精神科デイケアの位置づけでの第二医療機関が認められている経緯があると理解しておりますが、実際に高次脳機能障害の状態を診ている第二医療機関が診断書の作成ができずに、高次脳機能障害を診ていない第一医療機関であるかかりつけ医が作成することは困難なことも少なくないのが実際のところではあります。

この解釈について、他都道府県の状況をご教示いただきたい。

厚生労働省の担当課に照会したところ、下記の回答でしたのでご参照ください。

支給認定時には、投薬内容や治療方針などを都道府県で審査した上で、支給認定を行うこととされており、ご質問にあるとおり、主たる医療機関にて診察や処方、第二医療機関へリハビリ等依頼している場合は基本的には主たる医療機関からの診断書でないと審査をする上で必要

な情報が得られないため、返戻されるケースがあるのではないかと考えられます。
東京都では、支給認定（再認定）時に第二医療機関の診断書が用いられている事例はないとのことです。

【質問3】「高次脳機能障害支援実績調査の活用・要領配布時期について」（長野県）

1 高次脳機能障害支援実績調査の活用・比較方法

高次脳機能障害支援実績調査実施要領及び記載に関するFAQの変更が随時行われている。

入院患者に対する相談件数を計上しても良いとなったため、相談件数の増加をどのようにとらえるべきか。また、各拠点機関が入院患者数を報告に含めているかが不明であるが相談件数を比較・検討する際はどのように行くと良いか。その他にも、全国の経時的変化や自治体間の件数の比較をする際の注意点についてご教授いただきたい。

2 高次脳機能障害支援実績調査実施要領の配布時期

年度初めに遡って統計を取り直すことは困難なので、前年度1月頃を目途に提供いただきたい。

1 相談支援件数については、外来・入院、来所・電話等を含め、高次脳機能障害当事者、ご家族、支援機関等からの相談について、高次脳機能障害支援拠点機関として対応した件数を計上していただいています。支援拠点機関が相談対応する内容や範囲については、都道府県の支援体制（支援拠点機関以外の相談支援事業所や市町村による相談対応機能等）によって異なることが考えられます。また、支援拠点機関の母体となる機関の施設種別・機能についても、都道府県により相違があります。

下記当センターウェブサイトでは、全国の支援拠点機関数と相談支援件数の推移について掲載しておりますのでご参照ください。

(https://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/shien/)

なお、FAQについては、計上に当たって各都道府県からいただいたお問い合わせに関して、追加・更新しています。

2 可能な範囲で早い時期に依頼させていただきます。今後ともご協力くださいますようお願いいたします。

【質問4】「他分野との連携に向けた取組について」（埼玉県）

高次脳機能障害支援に於いて、制度や相談体制などの問題によって、地域で取り残されるケースを生じさせないためにも、垣根を越えた保健医療福祉の連携が必要であると考えます。

連携を阻む要素の一つに、各分野の相互理解が十分でないことも一因と思うが、その改善に向けた国リハの取組を御教示願いたい。

医療・保健・福祉・介護等各分野の相互理解のためには、共通の基盤としての高次脳機能障害支援に関する知識が必要と考えます。厚生労働科学研究の一環として作成した「高次脳機能障害支援者養成研修テキスト」は、分野にかかわらず、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる支援者を養成することを目的としています。都道府県の「高次脳機能障害支援養成研修」において利用いただくことが多いですが、医療機関、基幹相談支援センター、障害者支援施設、児童相談所、在宅医療・介護連携支援センター等に研修パッケージの貸出を行った例もあり、幅広い分野の方にご活用いただきたいと考えております。

また、ウェブサイトでは障害理解、福祉サービス、支援に係る資料等を掲載しており、年間30数万件のアクセスがありますが、都道府県別のページに、相談窓口のほか各種支援機関等の情報を掲載（リンク）しておりますので、さまざまな分野の方にご活用いただき、地域の支援に関する情報共有を図っていただきたいと考えています。

現在実施している厚生労働科学研究では、令和6年度は、発症から社会復帰までの過程において、どのタイミングでどのようなシステムあるいは介入があれば、サポートの切れ目なく円滑に社会に復帰できるようになるのか明らかにするために、全国を10の地域ブロックに分けて全国調査を開始しました。令和7年度は、体制構築に注力すべき対象等を明確にし、診断・

評価・リハビリテーション・生活支援等が可能な社会資源等を確保・明確化するとともに、発症から社会復帰までの標準パスを作成する予定です。

(2) 情報交換・意見交換

【議題1】「退院後、地域支援へ円滑に繋ぐための仕組みと情報発信について」(栃木県)

<提案理由>

退院後、支援に繋がらずに孤立する当事者や家族が少なくない。
そのため、地域生活への円滑な移行に向けた情報提供や関係者との接点づくりを通じて退院前に支援体制を構築することが重要と考える。
そこで、未支援者を把握する仕組みや効果的な情報発信手段について、各都県における取組や工夫を伺いたい。

<主な意見交換内容>

【新潟県】

- ・毎年度、関係職員研修を実施しており、その際に、センターのパンフレットの案内（相談先が記載してあるもの）や県の支援体制について説明する機会を設け、情報提供している。
- ・ホームページにおいて、支援拠点のページを設け、相談先を記している。
- ・支援拠点運営委員会に相談支援専門員協会や介護支援専門員協会、医療ソーシャルワーカー協会が参画し、支援拠点での業務内容を把握してもらっている。また、そのつながりから、各職能団体の研修等で高次脳機能障害をテーマに取り上げてもらい、相談支援体制等を周知させてもらっている。
- ・これらの取組を通じて、当事者が相談した際にどの機関でも相談対応することができ、必要に応じて適切な機関と連携を図ることができるよう、支援拠点機関だけでなく、支援先を記載したガイドブックや医療機関一覧なども併せて周知している。
- ・提案県がおっしゃるとおり、退院時の情報提供の不足や介護保険・障害福祉との連携等、課題と感じているところは少なからずあるため、継続した周知が必要と感じている。

【長野県】

障がい者支援課 R7年度から地域における高次脳機能障害支援ネットワーク構築のため専任の高次脳機能障害支援コーディネータを県に2名配置し、地域支援体制の構築、専門的相談支援、障がいへの理解促進に取り組んでいるところ。未支援者の把握について、今後、圏域ごと地域連携会議（行政、事業所、医療機関等を想定）を発足させ、支援の手が届いていない方の発掘や困難ケースの共有を図っていく。

【議題2】「小児患者の移行支援について」(提案県：群馬県)

<提案理由>

小児期からの移行として、かかりつけ医の変更はもちろんだが、小児のみ対象相談支援事業所からの移行も課題に感じることがある。
地域での支援体制作りについて、各都県の取組みや工夫をお聞かせ頂きたい。

<主な意見交換内容>

【栃木県】

令和4年度に小児用リーフレットを作成し、県内の小中学校、特別支援学校、教育委員会市町、医療機関、相談機関等へ配付した。以降も、関係機関との会議等の機会を活用し、継続的にリーフレットを用いて周知を図っているが、現時点では小児の相談対応ケースはない。
かかりつけ医や相談支援事業所の移行に関する相談があった場合には、「高次脳機能障害に対応可能な医療機関一覧」や「高次脳機能障害のある方の支援が可能な施設一覧」等を活用し、関係機関と連携しながら適切な支援につなげるよう務めている。

【議題3】「学童期・青年期の支援（復学・就学・就職）について～教育機関との協力体制作り～」
(提案県：群馬県)

＜提案理由＞

特別支援学校では進路指導の一環で本人の特性に配慮した就職先の相談を行っているが、一般の高等学校に就学中の方の進学ないし就職活動としての進路相談は、一般生徒と同様の対応となり、難しさを感じている。
教育機関を対象とした、高次脳機能障害の理解や支援の協力体制づくり等について、各都県の取り組みや工夫をお聞かせ頂きたい。

＜主な意見交換内容＞

【東京都】

東京都では小児高次脳機能障害のリーフレットを、平成 28 年に発行し、令和 5 年度に内容を一部改訂し再発行した。平成 29 年から毎年、教職員を主たる対象者として小児高次脳機能障害の研修会を実施している。教育関係者への研修会の周知については、高次脳機能障害者相談支援体制連携調整委員会の教育分野の委員に協力していただいている。毎年、一定数の教育関係者の参加となっている。

また、令和 5 年度より、教育関係者の研修会（特別支援教育コーディネーター、初任者研修等）のいくつかで、小児リーフレットを配布している。令和 7 年度からそのリーフレットの説明を研修前に行っている。配布数は約 2200 枚。

研修会でも、リーフレットでも地域の支援機関（支援員）とつながっていただくよう伝えている。
※研修会には公立の小中学校、都立高校、特別支援学校（小中高）、各地域の教育相談センター等を対象にしている。

【議題4】「ピアサポーターの雇用について」（提案県：埼玉県）

＜提案理由＞

高次脳機能障害領域のピアサポーターの養成について、ピアサポーターとしての雇用が他障害領域と比較すると十分に進んでいない状況がある。
福祉事業所等でのピアサポート体制加算適用となる雇用に結びついた当事者や、そこに結びつくまでの支援をした実践例があれば教えてほしい。
また、支援拠点機関と当事者（家族よりは当事者を主として）の協働例があれば教えてほしい。

＜主な意見交換内容＞

【千葉リハビリテーションセンター】

千葉県では、高次脳機能障害のある方が体制加算の対象となる形で雇用につながっているケースは、まだ多くありません。

県の養成研修の企画・運営に関わっている支援コーディネーターが把握している状況としては、講師やファシリテーターとして高次脳機能障害のある方が協力している事例もあります。受講者の中にも数名の当事者がいますが、必ずしも雇用に結びついているとは言えないのが現状です。

また、東京都の養成研修にも協力していますが、東京都の研修では、講師・ファシリテーター・受講者いずれにも高次脳機能障害のある方が、千葉県より多く参加している状況がみられます。

当センターでも高次脳機能障害のある方を雇用していますが、現時点ではピアサポーター養成研修を受講していません。今後は、この分野の取り組みをさらに推進していく必要があります。

雇用としてのピアサポーターに関連する取り組みとしては、高次脳機能障害者のピアサポーター養成のための実践的研究に取組み、養成研修の前段階となる研修テキスト「高次脳機能窓外領域ピアサポーター養成準備テキスト」を作成しました。

【議題5】「支援養成研修後のフォローアップについて」（提案県：埼玉県）

＜提案理由＞

高次脳機能障害支援養成研修を受講したあとのフォローアップをどのように開催しているか伺いたい。

＜主な意見交換内容＞

【山梨県】

- ・本県のフォローアップ研修は、今年度、県全体で1回実施する予定である。
- ・圏域毎の連携に係る取り組みについては、支援課題について精査し、検討に関われる機関がさらに増えてきた段階で対応したいと考えている。

令和7年度 山梨県高次脳機能障害支援者フォローアップ研修（概要抜粋）

○ 目的

高次脳機能障害の支援に関する最新の知見や、地域の多職種・多機関との連携強化に関する実践的手法を学ぶことで、支援の質のさらなる向上と、地域における包括的な支援体制の推進を図ります。

○ 実施主体：山梨県

○ 対象者：山梨県高次脳機能障害支援者養成研修（基礎・実践）修了者（50人）

○ 定員：30人

○ カリキュラム：グループスーパービジョン、課題整理など（集合形式）

参加者が困難事例を持ち寄る

※実際には修了者50人のうち9名が参加したとのこと

【長野県】

今年度から、前年度の研修修了者を対象に2会場で集合形式のフォローアップ研修会を実施している。研修で得た知識や技術の現場での活用を振り返るとともに、支援の実践において新たに直面している課題や疑問を共有・解決することにより、支援力の向上を図ることを目的としている。

【研修会の内容】 ・講義及び事例検討「障害福祉施設における対応（仮）」

・グループワーク「各地域の支援状況（仮）」

（※GWは、R7養成研修の受講者と合同で実施）

【日程等】 ・12月1日と5日の計2日間、2会場で実施（※養成研修と同会場・日程で開催） ※修了者35名中10人程度の参加

【埼玉県より国リハに質問】

・このようなフォローアップ研修を実施しろとか、加算付けるならフォローアップ研修を開催せよ…というような方向とかあるのか？

➡（今橋氏）追加で…というようなことはないかと思う。しかし今後フォローアップ研修が必要とか各都道府県から上がってきたら、国リハとしても検討していくことは必要かもしれない。

【議題6】「受傷して数年経過後の診断や支援について」（提案県：埼玉県）

＜提案理由＞

退院後、医療機関との関りが薄くなった後に症状が顕在化し、高次脳機能障害の支援が必要になったケースについて、診断・評価などどのような流れで行っているか。

またそこに対して支援拠点機関がどこまで関わっていくか。

高次脳機能障害の特徴として、急性期病院では見逃されるような軽度の高次脳機能障害の方

が、診断などつかずに退院、また退院から数年してから相談に来るようなケースがあり、そのようなケースは診断できる医療機関がなく、支援の流れに乗れないこともある。
他都県ではそのようなケースが相談に来た際に、どのように対応しているのか伺いたい。

※議題提案の埼玉県より、「回答すべて参考にさせていただきたい」とのこと。

(回答を指定した都県はなし。)

【議題7】「支援拠点機関に対する地域からの支援依頼を増やし、対応していくには」

(提案県：千葉県、埼玉県)

＜提案理由＞

【千葉県】

支援拠点機関の認知度を高める工夫や取組みをご教示いただきたい。

これまで高次脳機能障害の普及啓発の取組を様々行っており、支援拠点機関の認知度は高まったのではないかと考えていたが、自分たちが思っていたほど地域の支援者たちは支援拠点機関を知らない、聞いたことはあるが相談したことはないという実態をアンケートにより把握したため。

【埼玉県】

地域での高次脳機能障害支援について、加算研修の講義・演習でも、支援拠点機関の支援コーディネーターとの連携が勧められているが、実際に支援拠点機関として地域の医療・相談機関から支援依頼を年間どのくらい受けているか。

また、依頼が入りやすくするための取組みの工夫はあるか？

支援の困難さを抱えるケースほど、多角的な視点での支援の検討が必要となり、当事者、家族を中心に、地域の支援機関以外の支援者も必要時交えたアセスメント・プランニングが、課題の整理や解決の糸口を知るためにも有効と考える。

加算研修の講義でも、支援コーディネーターをまきこんでいく有効性を勧めているが、他県の状況についても参考にしていきたい。

＜主な意見交換内容＞

【神奈川県】

例年、新規相談件数のうち、医療機関、相談支援や障害、介護保険の事業所からの相談は、約3-4割程度を占めている。また、年間の対応件数（実数）の総数が2000前後であるが、関係機関との連絡調整は約1-2割程度となっている。

普及啓発としてのセミナーのほか、必要に応じてチラシの配布等を行っているが、地域での事例検討会や当事者・家族会を定期的に行う中で、各地域の事業所との連携を図っている。参加された事業所から個別に相談が入り、訪問やカンファレンスへの参加、事業所の職員向けの研修を行うこと等の活動を地道に行っている。また、政令市とも情報交換会を開催して、県内の支援の方向性を共有している。